

5 調査方法

ヒアリが確認された場合に、あるいは港湾や空港等のヒアリ侵入の可能性が高いエリアでの点検などにおいて、ヒアリの生息状況調査を行います。調査は基本的に目視と必要に応じ粘着トラップを用いた手法により行います。

<実施主体>

調査は、原則として、ヒアリが確認された施設等の管理者、所有者等が行いますが、発見場所、状況等によって次の主体が単独又は協力して実施します。

- ・港湾、空港等施設管理者
- ・公園、道路等公共施設管理者
- ・国、地方自治体
- ・土地所有者

<手法>

状況に応じて、次の①～③の手法により、又は①～③を組み合わせて調査を行います。

①目視点検

施設管理者等が施設の通常点検と併せて、施設内の裸地、植込み等の緑地、舗装の割れ目、側溝など、ヒアリが巣を作り易い場所を中心に目視点検を行うもの。

②目視調査（ベイトトラップ）

①の目視において、ベイト（誘引餌）を設置し、集まったアリを確認するもの。ベイトを置く時間は30分程度で可。

③粘着トラップ（誘引剤）

①の点検箇所等に、一定の間隔で誘引剤を置いた粘着トラップを設置して、アリ類を捕獲するもの。設置期間は2～3日で可。

<調査時期・期間>

各施設等で、通常時又はヒアリ確認時それぞれ必要に応じて概ね次のような調査を実施します。

A) 通常時

★通年の定期調査

ヒアリ侵入の危険性に応じて1回～複数回/月の目視点検を行います。

★春～秋（ヒアリの活性時期）

ヒアリ侵入の危険性に応じて複数回/年の粘着トラップ調査を行います。

B) ヒアリ確認時

★発見場所周辺の緊急生息調査

ヒアリが発見された場所周辺において、付近での生息及び拡散の有無を確認するため、粘着トラップ調査を行います。

★発見場所周辺のモニタリング調査

上記の緊急生息調査で生存個体が確認されなくなったら、その後、1週間～10日間隔で粘着トラップ調査を約1か月間継続します。

★周辺地域のモニタリング調査

有翅女王アリ等の拡散の可能性等を踏まえて、主に国や地方自治体が主体となって、発見場所の周囲概ね2km程度の地域において目視及び粘着トラップ等の調査を行います。（春、秋などに各1回×3年間実施を基本とします。）

[参考]

粘着トラップの設置要領

1) 組み立て

- 市販のプラスチック製の粘着トラップを使用します。
- 誘引剤には市販のスナック菓子を砕いて使います。(成型タイプのポテトチップスなど)

		
① 最初の状態です	② トラップを開きます	③ 接着面のシールをはがします
		
④ スナック菓子を砕き、接着面の四隅に接着させます	⑤ カバーを閉じて、設置日と場所を記入してください	

2) 設置箇所 (ポイント)

- 日当たりのよい草地や植え込み等の地表面が望ましいです。
- アリの行動経路と思われる道路沿いや構造物の周囲、土の溜まった側溝などもポイントです。
- 可能であれば、粘着トラップに番号を付け、設置箇所を図面等に記録しておきます。



設置場所例

3) 設 置

- 草の上などトラップが浮き上がってしまうところは望ましくないので、なるべく地表面に置くようにします。
- トラップは軽いため、風で飛ばされないようにコンクリート面ではガムテープで、草地や裸地では釘を打ち込むか石などの重しで固定します。



ガムテープでの固定例

4) 回 収

- 2～3日放置した後、回収します。
- 万が一、粘着トラップにヒアリが集まっている可能性もあるので、ゴム手袋や長靴を装着し、トラップ周辺のアリに触れないように注意します。
※ゴム手袋と長靴にベビーパウダーを塗っておくと、アリはい上がりません。
- トラップの粘着面以外の場所にアリが付着している場合は、はたき落としてから回収します。
- 回収したトラップは、ジッパー式のビニール袋などに粘着面がむき出しにならないように入れて保管し、専門家に同定を依頼します。

5) 注意点

- むやみにトラップに触れたりされることがないように、トラップ設置前に関係者に周知します。